

「生物多様性国家戦略」、「新・生物多様性国家戦略」、「第三次生物多様性国家戦略」及び「生物多様性国家戦略2010」の概要

名称		生物多様性国家戦略	新・生物多様性国家戦略	第三次生物多様性国家戦略	生物多様性国家戦略2010
閣議決定		1995年(平成7年)	2002年(平成14年)	2007年(平成19年)	2010年(平成22年)
生物多様性の現状		日本と世界の生物多様性の現状を生態系・種・遺伝子のカテゴリー毎に記載	第1の危機(人間活動に伴うインパクト) 第2の危機(人間活動の縮小に伴うインパクト) 第3の危機(移入種等によるインパクト)	第1の危機(人間活動や開発による危機) 第2の危機(里地里山などにおける人間活動の縮小による危機) 第3の危機(人間活動により持ち込まれたものの危機) 地球温暖化による危機	第1の危機(人間活動や開発による危機) 第2の危機(里地里山などにおける人間活動の縮小による危機) 第3の危機(人間活動により持ち込まれたものの危機) 地球温暖化による危機
理念		①生物多様性は人類の存在基盤であり、多様な価値を内 ②多様性の保全と持続可能な利用は、将来世代の可能性 守るために重要	①人間生存の基盤 ②世代を超えた安全性、効率性の基礎 ③有用性の源泉 ④豊かな文化の根源 ⑤予防的順応的態度(エコシステムアプローチ)	①すべての生命が存立する基盤を整える ②人間にとって有用な価値をもつ ③豊かな文化の根源となる ④将来にわたる暮らしの安全性を保证する	①すべての生命が存立する基盤を整える ②人間にとって有用な価値をもつ ③豊かな文化の根源となる ④将来にわたる暮らしの安全性を保证する
目標	目標	■長期的な目標 ①様々なレベルでの多様な生態系と生物種の保全と持続 可能な利用 ②生物の安定的な維持を図るため、大面積の地域の保 護地域等による適切な管理と有機的な連携の確保 ■当面の政策目標 ①種の絶滅の防止 ②重要地域の適切な保全 ③持続可能な方法による利用	①種・生態系の保全 ②絶滅の防止と回復 ③持続可能な利用	①種・生態系の保全、絶滅の防止と回復 ②持続可能な利用 ③社会経済活動への組み込み	■中長期目標(2050年) 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにする ■短期目標(2020年) 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに ①生物多様性の分析・把握と保全に向けた活動の拡大 ②持続可能な利用 ③社会経済活動への組み込み(生物多様性の主流化)
	評価	-	-	2010年目標と生物多様性総合評価	生物多様性総合評価
基本方針	重点を置くべき施策	■当面の政策目標 ①種の絶滅の防止 ②重要地域の適切な保全 ③持続可能な方法による利用	■3つの方向 ①保全の強化 ②自然再生 ③持続可能な利用	■基本戦略 ①生物多様性を社会に浸透させる ②地域における人と自然の関係を再構築する ③森・里・川・海のつながりを確保する ④地球規模の視野を持って行動する	■基本戦略 ①生物多様性を社会に浸透させる ②地域における人と自然の関係を再構築する ③森・里・川・海のつながりを確保する ④地球規模の視野を持って行動する
	基本的視点	①地域の特性に応じた保全 ②科学的知見・情報の充実 ③予防的対応 ④伝統的利用の適正評価 ⑤各主体の積極的な関与 ⑥国際的な視点	①科学的認識 ②統合的アプローチ ③知識の共有・参加 ④連携・協働 ⑤国際的認識	①科学的認識と予防的順応的態度 ②地域重視と広域的な認識 ③連携と協働 ④社会経済的な仕組みの考慮 ⑤統合的な考え方と長期的な観点	①科学的認識と予防的順応的態度 ②地域重視と広域的な認識 ③連携と協働 ④社会経済的な仕組みの考慮 ⑤統合的な考え方と長期的な観点
	生物多様性からみ た国土のとらえ方	-	■国土の構造的把握 ①奥山自然地域 ②里地里山等中間地域 ③都市地域 ④河川・湿原等水系 ⑤海岸・浅海域・海洋 ⑥島嶼地域 ■植生自然度別(10区分)の配慮事項		
国家戦略策定後の主な施策		<H9> ・南極地域の環境の保護に関する法律制定 ・環境影響評価法制定 ・河川法改正(目的に「河川環境の整備と保全」を追加) ・改訂レッドリスト(爬虫類・両生類・植物)公表 <H10> ・5全総策定(国土規模での生態系ネットワーク形成) ・改訂レッドリスト(ほ乳類・鳥類)公表 <H11> ・鳥獣保護法改正(特定鳥獣保護管理計画制度) ・海岸法改正(目的に「海岸環境の整備と保全」を追加) ・食料・農業・農村基本法制定(農業の自然循環機能を明記) ・改訂レッドリスト(淡水魚類)公表 <H12> ・港湾法改正(目的に「環境保全への配慮」を追加) ・改訂レッドリスト(無脊椎動物)公表 <H13> ・森林・林業基本法制定 ・森林・林業基本計画閣議決定 ・水産基本法制定 ・都市緑地保全法改正(管理協定制度等) ・重要湿地500選定	<H14> ・自然公園法改正(生物多様性確保の責務、風景地保護協定、指定動物制度等) ・鳥獣保護法改正(生物多様性の確保、生態系に悪影響のある捕獲個体の野外放 置規制、アザラシ類の追加等) ・自然再生推進法制定 <H15> ・レッドリスト見直し(～H19) ・カルタヘナ法制定 <H16> ・景観法制定 ・外来生物法制定 ・モニタリング1000開始(H16～試行) <H18> ・鳥獣保護法改正(入猟者承認制度、保全事業の創設等) <H19> ・農林水産省生物多様性戦略の策定 ・国土形成計画の検討(エコシカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生) ・海洋基本法制定 ・エコツーリズム推進法制定	<H19> ・鳥獣被害防止特措法制定 <H20> ・生物多様性基本法制定 ・海洋基本計画閣議決定 ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律制定 <H21> ・自然公園法・自然環境保全改正(生物多様性の確保を目的規定に追加、海域公 園地区、生態系維持回復事業等)	<H22> ・里地里山保全活用行動計画策定 ・生物多様性保全活動促進法制定 ・海洋生物多様性保全戦略策定